公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和７年（2025 年）６月 13 日

北海道空知総合振興局長　鷲尾　亨

１　公募型プロポーザル方式に付す事項

（１）業務名

空知「特産品パンフレット」制作事業委託業務

（２）契約締結の日から令和８年（2026 年）１月９日（金）まで

２　業務の目的

空知管内には多くの特産品が存在しており、毎年、管内市町の情報を取りまとめ、「空知特産品ガイド」を作成し、空知総合振興局ホームページにて情報発信していたところ。しかし、カテゴリー毎に特産品が羅列されているのみで、空知地域の魅力や観光コンテンツ等とあわせて、バイヤーや消費者等に訴求するのが困難だった。

食に特化したパンフレットを作成し、バイヤーや消費者に対して効率的に発信することで、空知管内特産品の知名度向上、流通拡大を図ることを目的とする。

３　業務の内容

パンフレットの作成

（１）パンフレットの基本的コンセプト

ア　バイヤーや消費者に対して、空知管内の特産品（農産品、加工食品、スイーツ、飲料等）を紹介するパンフレットとすること。

イ　特産品の PR ポイントや生産者インタビュー、おすすめの利用シーン、店舗の住所、電話番号、営業時間等の空知に実際に来て楽しんでいただけるような情報を掲載すること。

ウ　市町毎に事業者や特産品を紹介すると、エリアによって特産品数や特産品ジャンルに偏りが出る可能性が高いことから、特産品ジャンル毎に紹介する構成とし、全体として取り扱う特産品数が、各市町でなるべく均等になるようにすること。なお、各市町とは、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町を指す。

エ　道施策商品（北のハイグレード食品、ヘルシーDo 等）を積極的に紹介すること。

オ　写真を効果的に使用し、特産品のイメージが伝わるような訴求力のある内容とすること。

（２）パンフレットの内容

ア　印刷部数

1,000 部を基本とする。

イ　規格

Ａ４版またはＡ５版、フルカラー（４色）の冊子とする。

ウ　掲載写真

掲載写真については、本パンフレットのほか、空知総合振興局等が食・観光 PR に使用する許諾確認を行うこと。

（３）パンフレットの冊子データ等の提供

作成したパンフレットの冊子データについて、PDF 形式及び Illustrator 形式で提供するとともに、パンフレットに掲載の写真データも併せて提供すること。

４　公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

（１）単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（３）地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（４）北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月１１日付局総第４６１号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（７）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

（８）コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

（９）コンソーシアムにおいては、（１）～（８）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア　コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ　空知総合振興局から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後５年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

５　手続き等

（１）担当部局

〒068-8558　北海道岩見沢市８条西５丁目

北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係

担当：林

電 話 番 号：0126-20-0147（直通）

ＦＡＸ番号：0126-25-9712

（２）参加資格の審査

ア　公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、（ア）～（エ）までに定めるところにより参加表明書を提出し、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

（ア）申請期限　令和７年（2025 年）７月 11 日（金）17 時（必着）

（イ）申請方法　所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の９時から 17 時まで。）

（ウ）申請場所　上記（１）担当部局に同じ

（エ）提出部数　１部

イ　次の方法により様式の交付

（ア）上記（１）にて直接交付（平日の９時～17 時）

（イ）北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード
https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/224631.html
ウ　審査を行ったときは、審査結果を通知する。
（３）企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所
ア　上記（２）の参加資格を有すると認めた者は、企画提案書を提出することができる。
（ア）提出期限　令和７年（2025 年）７月 23 日（水）17 時（必着）
（イ）提出方法　所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参又は郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る）により提出（持参の場合は平日の９時～17 時）
（ウ）提出場所　上記（１）担当部局に同じ
イ　様式の交付
（ア）上記（１）にて直接交付（平日の９時～17 時）
（イ）北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード
（上記（２）-イ-（イ）と同じ）

６　提案の無効
公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

７　最良の提案をした者の選定方法
あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

８　契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

９　その他留意事項
（１）企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
（２）審査結果及び特定者名は公表する。
（３）詳細は「企画提案指示書」による。
（４）関連情報に係る照会窓口
５-（１）に同じ